

不良債権の処理

金融再生法に基づく開示債権残高(金融再生法開示債権)は、経営改善計画書の策定など経営改善支援等への積極的な取組みにより前年同期比18億円減少し82億円となりました。また、債権額に占める割合も1.17ポイント改善し4.79%

となりました。

不良債権の処理額は、貸出金売却損、引当金及び償却が減少したことにより、前年同期比3億円減少しました。

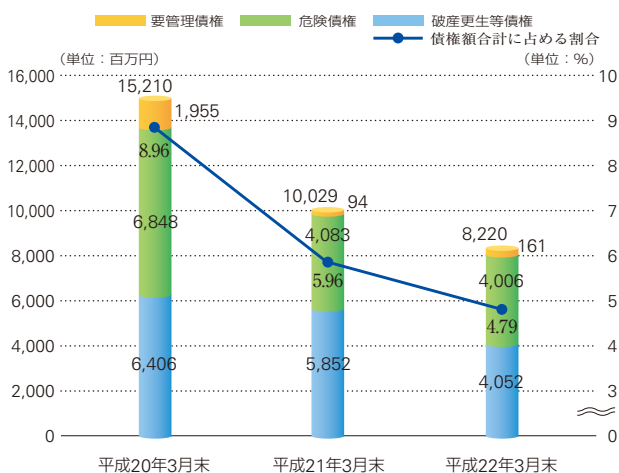
※詳しくは、P.31をご覧ください。

金融再生法による開示債権及び引当状況 (平成22年3月31日現在)

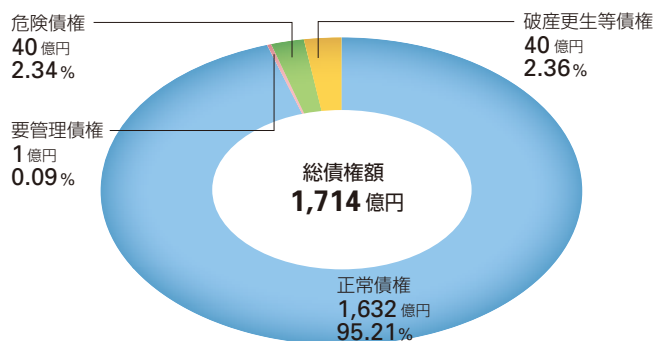
(単位：百万円)

項目	残高 a	担保等保全額 b	貸倒引当金 c	保全率(%) (b+c)/a×100	不良債権額増減 (前年同期比)
破産更生等債権 ①=②+③	4,052	2,805	1,247	100.00	▲ 1,799
破綻先債権 ②	925	626	298	100.00	▲ 744
実質破綻先債権 ③	3,127	2,178	948	100.00	▲ 1,055
危険債権 ④	4,006	2,428	822	81.14	▲ 77
破綻更正等・危険債権 ⑤=①+④	8,058	5,233	2,070	90.62	▲ 1,876
要管理債権 ⑥	161	50	23	45.46	66
合計 ⑦=⑤+⑥	8,220	5,283	2,093	89.73	▲ 1,809
債権額合計に占める割合	4.79%				

●金融再生法開示債権



●金融再生法開示債権の状況 (平成22年3月31日現在)



償却・引当基準

自己査定債務者区分	資産区分(金融再生法)	償却・引当方針
破綻先債権	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	担保・保証等により保全のない部分に対して、100%を償却・引当
実質破綻先債権		
破綻懸念先債権	危険債権	担保・保証等により保全のない部分に対して、過去の貸倒実績率に基づき今後3年間の予想損失額を引当
要注意先債権	要管理先債権	要管理先債権額に対して、過去の貸倒実績率に基づき今後3年間の予想損失額を引当
	その他の要注意先債権	正常債権
正常先債権	正常債権	過去の貸倒実績率に基づき今後1年間の予想損失額を引当

用語解説

●破産更生等債権

「破産、会社更生、和議などの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する貸出金およびこれに準ずる債権」であり、破綻先および実質破綻先に対する債権である。

●危険債権

「経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権であり、破綻懸念先に対する債権である。

●要管理債権

要注意先に対する債権のうち、「3カ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権」をいう。

リスク管理体制

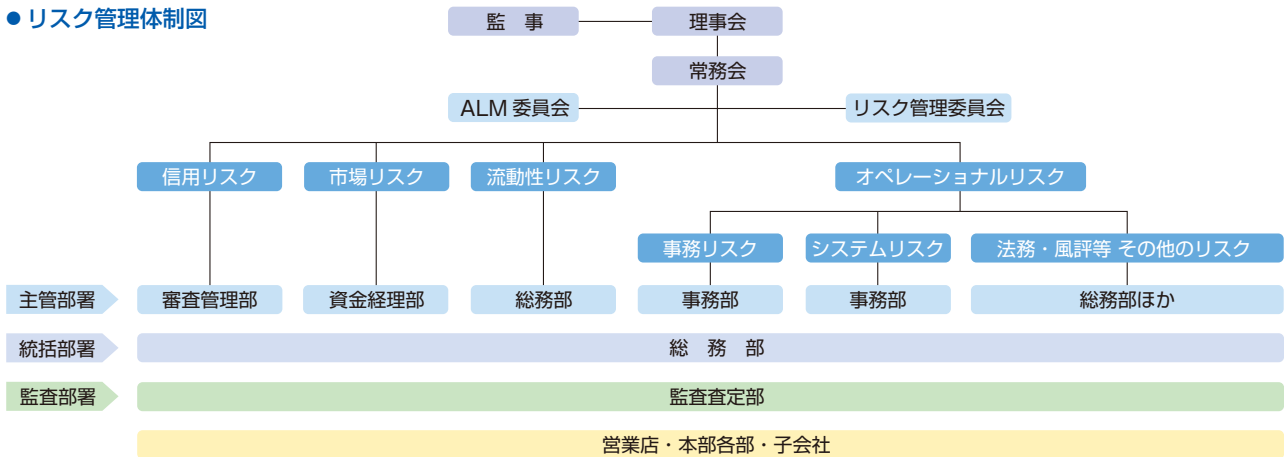
金融機関が取り扱う商品の範囲拡大や情報通信技術の発達に伴い、信用リスクや市場リスク・事務リスクなど金融機関が直面しているリスクも複雑化・多様化しております。これらのリスクを適確に把握し対応していくことが金融機関経営の重要な課題になっています。

当組合では、「リスク管理委員会」および「ALM委員会」の定期開催などにより、各リスクをより正確に把握・分析し適

正にコントロールするとともに、各リスク管理方針について毎年見直しを行うことや、内部監査によるリスク管理の検証を実施することで態勢の充実に取り組んでおります。

また、業務に内在する各種リスクについて一元的に管理し、総合的に捉えて当組合の業務の健全性を確保するよう「統合的リスク管理体制」を整備するなど、リスク管理の高度化に努めております。

● リスク管理体制図



■ 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。

当組合では、審査管理部を主管部として厳正な融資審査の実施に万全を期しております。

具体的には、大口貸出や特定業種への偏重を避けるために与信集中リスク管理やポートフォリオ管理を徹底し、定期的に管理状況を常務会等に報告を行っております。

信用リスクの計測については、金融庁の自己資本比率告示に基づき標準的手法により行っております。リスク削減手法については、適格金融資産担保(担保預金をいいます)に相当

する貸出金について簡便手法により信用リスク量を軽減し、また一定の要件を満たす保証機関等が保証した貸出金についても、保証を信用リスク削減手法として採用しております。

貸出金等の資産自己査定については当組合の「資産自己査定規程」に基づき、保有するすべての資産について、営業店と審査管理部による二段階の査定体制により厳正な資産査定を行い、さらに監査査定部において査定結果の適切性・妥当性を検証しております。

また、全店を挙げて経営相談・企業支援活動を積極的に展開し、資産の健全化に向けた取り組みも行っております。

■ 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場リスクファクターの変動により、保有する資産・負債(オフバランス資産を含む)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。

当組合では、資金経理部を主管部として本部における資金の運用基準を定めた「本部資金運用規程」に基づき、資金の運用と管理に万全を期するとともに、経済情勢や金利動向を予測しながら、リスクコントロールと安定的な収益確保ができるよう努めております。

具体的には、有価証券運用方針に基づいて、金利や価格変動に伴うリスクに対処するため、ALM委員会ではVaR法で計測したリスク量により限度枠(リスク枠・損失限度枠・運用枠)を管理し、その使用状況をモニタリングしております。また、ストレステストとして100BPVや99パーセンタイル値等でリスク量を計測し、自己資本に与える影響と併せて前記のモニタリング結果を定期的に常務会等に状況報告するなど

リスク管理態勢の強化に努めております。

当組合では、ぐんぎんシステムサービス(株)で構築され、(株)群馬銀行等で使用しているALMシステム「ALFA(アルファ)」等を用いて市場リスク量を下記の各手法で計測し、多面的に分析する中で当組合の経営体力(自己資本)と比較・対照しながらリスク量が過大とならないよう管理しております。

〈リスク算定手法〉

- ① VaR (バリュー・アット・リスク)による算定
過去のデータを使って(観測期間)、一定の期間に(保有期間)、一定の確率で発生し得る(信頼区間)、銀行勘定の最大の損失額を計測する手法。
- ② 100BPV (ベース・ポイント・バリュー)による算定
全ての期間の市場金利が1%上昇した場合の銀行勘定の現在価値の減少額を計測する手法。
- ③ 99パーセンタイル値による算定
保有期間1年、最低5年の観測期間で計測される金利変動の99パーセンタイル値(金利差の小さいほうから99%目)によって計算される経済価格の低下額を計測する手法。

■ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより被るリスク（市場流動性リスク）です。

当組合では、金融機関として健全な経営体質を維持し、お客さまから信認されることが流動性リスク管理の基本と認識し、

■ オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムの不適切や外生的な事象などにより被るリスクです。

● 事務リスク管理

事務リスクとは、預金、為替、融資などの事務において、ミス、不正などから生じる事故によって金融機関が損失を被るリスクです。

事務リスクについては業務の種類ごとに、事務部（預金・為替）、審査管理部（融資・外国為替）がそれぞれ担当し、事務の厳正化、効率化に努めております。事故の未然防止のため監査担当による監査を営業店、本部に対して年1回実施しているほか、各営業店においても毎月1回の店内検査を行っております。さらに、事務管理担当と監査担当の連携による営業店への臨店事務指導や、各種研修の開催を通じて事務能力の向上を図るなど、リスクの軽減に取り組んでおります。

また、多様化・複雑化した金融商品の増加に伴って、お客さまから商品内容をよくご理解いただき、安心してご利用いただけるよう適切かつ丁寧に説明することとしております。

● システムリスク管理

システムリスクとは、事故や故障によるコンピューターシステムの停止または誤作動、あるいはコンピューターを不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクです。

当組合が加盟しているしんくみ全国共同センター（SKC）で

管理態勢の強化に努めております。

資金繰りリスク管理を担当する資金経理部は、運用・調達の状況や資金調達力を毎日モニタリングして、円滑な資金繰りの確保に努めています。ALM委員会はリスク量の把握や資金繰りのチェックを行い、定期的に常務会等に報告しております。

また、流動性リスク管理部門の主管部である総務部は、不測の事態が生じた際の対応策を定めるとともに、資金調達にも即時に対応できるよう体制整備を図り、万全を期しております。

事務リスク、システムリスク以外の、法務、風評などその他のリスクについてもオペレーショナルリスクに含めて管理しております。

は、災害、回線障害やコンピューター犯罪等に対する安全対策として、コンピューター回線の二重化・暗号化やバックアップセンターの稼働により、万一の障害にも対応できる体制を整備しております。

顧客データに関しては、個人情報保護規程に基づきお客さまの情報は適正な方法で入手し厳正な管理・運営体制により取り扱うなど、情報の漏洩防止策を講じております。

● 法務リスク管理

法務リスクとは、法令・規則及び社会倫理上のルールに反することによって損失を被るリスクです。

当組合では、法令等遵守の徹底については最重要項目として取り組んでおります。具体的な内容は下記「コンプライアンス（法令等遵守）体制」に掲載しております。

● 風評リスク管理

風評リスクとは、金融機関自身の行為や状況、および第三者の行為により生じた風評などによって損失を被るリスクです。

当組合では、このリスクが他のリスクに連動する重大性を認識し、お客さまからの苦情や要望などに対しては速やかに経営陣へ報告し、適切な対応を行っております。

コンプライアンス（法令等遵守）体制

当組合がお客さまの要望にお応えできる金融機関として“信認”いただくためには、経営の健全性向上と信頼関係の構築が必須であり、そのためにはコンプライアンスの強化を欠かすことはできません。

● コンプライアンス体制

コンプライアンス統括部門を総務部に設置し、各部全店に配置したコンプライアンス担当者との密接な連携により、コンプライアンス活動を積極的に推進し、コンプライアンス体制の整備と強化を図るとともに、コンプライアンスの推進状況を四半期ごとに把握、分析・評価し、コンプライアンスの改善に向けた取り組みを行っております。

また、コンプライアンスのあり方を示した「新潟縣信用組合倫理綱領」、「けんしん職員の行動指針」および、業務の中で遵守すべき法令・ルールを定めた「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配付し、集合研修や職場単位で実施する「コンプライアンス研修会」などで活用してコンプライアンス意識の向上に努めております。

当組合では、信用組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識するとともに、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置付け、諸規程や社会規範などのルールを厳格に遵守し、公正かつ健全な業務運営に取り組んでおります。

● コンプライアンス・プログラム

コンプライアンス実現のための具体的な実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を毎年理事会で策定しております。

この計画に基づき、コンプライアンス研修の実施や「コンプライアンス情報レポート」の毎月発行により、コンプライアンス教育・啓蒙活動に積極的に取り組むとともに、各種モニタリング等により、問題の早期発見に努めるなど、コンプライアンス態勢の実効性確保に努めております。

全役職員が高い自律心を持ち、コンプライアンス意識の高い企業風土の構築を進めてまいります。

総代会について

■ 総代会の役割・機能・仕組み

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員89,961名（平成22年3月末）と多く、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、議決が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

■ 総代の選出方法・任期・定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

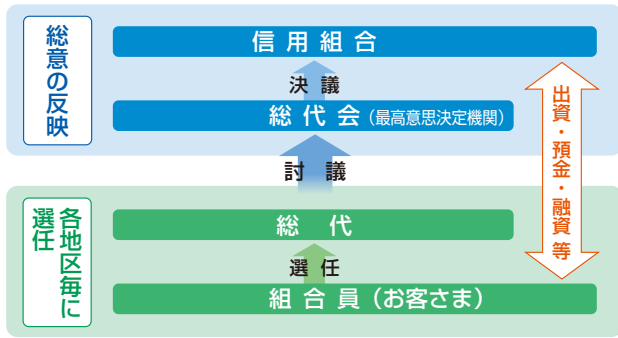
(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提であり、総代選挙規程等に則り、各地区内の組合員3人以上から推薦された方の中から、その地区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代立候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その立候補者を当選者として選挙は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

- 任期は3年です。なお、当組合は地区を16の区に分け、総代の選出を行っています。
- 定数は100人以上110人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数に応じて定めています。



■ 総代会の議決事項

〈第61回通常総代会の議決事項〉

第61回通常総代会が、平成22年6月24日(木)午後1時より、ホテルオークラ新潟で開催され、次のとおり報告事項がなされ、全議案が可決承認されました。

■ 報告事項

- 第60期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告ならびに貸借対照表および損益計算書報告の件
- 監事の監査報告

■ 議決事項

- 第1号議案 第60期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 第61期事業計画および収支予算案承認の件
- 第3号議案 理事および監事の報酬総額決定の件
- 第4号議案 組合員の法定脱退に関する件
- 第5号議案 総代選挙規程の一部変更に関する件
- 第6号議案 理事の補欠選挙（選挙すべき理事の数 2名）
- 第7号議案 退任役員に対する退職金・慰労金支払いの件

■ 総代の地区別定数

(平成22年3月末現在)

地区・定数(人)	所 属
新津 6	新津支店並びに荻川支店を通じて出資した組合員の地区
	小川 信義 甲田 耕禄 小島 至毅雄 木了 納 小出 久榮 石川幸二
六日町 9	六日町支店、湯沢支店並びに大和町支店を通じて出資した組合員の地区
	佐藤 昂一 関 隆雄 山井 博 勝又 義一 高野 常久 森下 新一郎 中村 昭則 目崎 悟 井口 和成
吉田、 弥彦 10	吉田支店、吉田東支店、吉田北支店並びに弥彦支店を通じて出資した組合員の地区
	泉谷 善二 橋本 享英 藤田 廣瀬 中村 雪江 保倉 孝雄 星野 光治 橋本 富一 北村 三代一 河村 八郎 白崎 豊大
小千谷 5	小千谷支店を通じて出資した組合員の地区
	阿部 俊幸 山崎 充 大川 和夫 大川 明 平澤正次
小出 4	小出支店並びに堀之内支店を通じて出資した組合員の地区
	長谷川 賢司 岡部 清太郎 柳瀬 良平 中村 隆志
三条 5	三条支店並びに三条東支店を通じて出資した組合員の地区
	高橋 秀夫 藤田 克己 中村 尚一 佐野 経蔵 成田 秀雄
十日町 9	十日町支店、川西支店並びに下条支店を通じて出資した組合員の地区
	野澤 茂 関口 顕 上村 廣史 阿部 武市 岡元 松男 吉桑 正雄 小林 重則 長谷川 茂徳 角山 武夫
中条 7	中条支店並びに荒川町支店を通じて出資した組合員の地区
	井上 正一 大平 弘平 佐藤 隆義 天木 義人 齋藤 喜平 井上 吉之丞 山田 俊治郎
佐和田 4	佐和田支店並びに畑野支店を通じて出資した組合員の地区
	山田 喜一 加藤 健 石井 裕子 本間 雅博
寺泊 3	寺泊支店を通じて出資した組合員の地区
	柳下 浩三 山田 栄三郎 西山 孝
見附 6	見附支店、今町支店並びに中之島支店を通じて出資した組合員の地区
	山田 保則 田井 克典 若杉 則行 斎藤 洋一 小飯塚 正義 池田 幸夫
長岡 4	長岡支店並びに長岡西支店を通じて出資した組合員の地区
	渡邊 義行 江川 雅信 古澤 豊 渡邊 龍一郎
柏崎 3	柏崎支店を通じて出資した組合員の地区
	小林 豊二 伊藤 誉士勝 高橋 義明
高田 4	高田支店並びに春日山支店を通じて出資した組合員の地区
	三原田 清隆 市村 一雄 白川 宏 高橋 邦雄
新発田 6	新発田支店、月岡支店並びに聖籠支店を通じて出資した組合員の地区
	伊藤 隆雄 渡辺 宏二 武田 貴水明 太田 民穂 小川 一雄 岩淵 卓恵
新潟 25	上記いずれの地区にも属さない組合員の地区を通じて出資した組合員の地区
	山下 俊彦 高野 繁太郎 長谷川 了 本間 茂 齋頭 正 廣田 幹人 新潟県火災共済協同組合 田中 光彌 早川 勝久 本間 恒夫 高野 繁芳 新潟県菓子工業組合 樋口 耕治 永井 公一 桑野 毅彦 長井 登 中澤 博 藤森 克巳 吉田 貞雄 石塚 端夫 山本 実 真島 光雄 後藤 右介 増子 信裕 中野 一春
合計 110	



個人情報保護への取り組み

平成17年4月から個人情報保護法が全面施行されました。当組合が保有している膨大な個人情報を適正に管理し、情報の漏洩やデータ紛失等の未然防止に努めていかなければなりません。

当組合では、個人情報保護に関する諸規程を制定し、厳正な管理・運営体制により情報の漏洩防止策を講じています。

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等（以下、法等という。）を遵守して以下の考え方に基づきお客さまの情報を厳格に管理し、お客さまのご希望に沿って取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載するとともに、各店舗の窓口等に掲示することにより、公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客さまの個人情報を、下記の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外では利用いたしません。

また、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

なお、お客さまの個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本支店窓口までご連絡ください。

2. 個人データの第三者提供

当組合は、次の場合を除き、あらかじめお客さまの同意なしにお客さまの個人データを第三者へ提供いたしません。

- 法令等により必要とされている場合
 - お客さままたは公共の利益のために必要であるとされる場合
- なお、お客さまの個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本支店窓口までご連絡ください。

3. 個人データの委託

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。その場合には、適正な取り扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

4. 個人データの共同利用

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。

5. 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取り扱う個人データの漏洩・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

6. お客さまからの開示、訂正、利用停止等のご請求

〈開示のご請求〉

お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

〈訂正等のご請求〉

お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

〈利用停止等のご請求〉

お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法等に基づく正当な理由による）には、原則として利用停止等いたします。

〈開示手数料〉

お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、当組合所定の手数料をいただきます。

なお、これらのご請求に当たっては、個人情報の重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申し出ください。

7. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客さまからのご質問等に適切に取り組んでまいりますので、個人情報の取り扱い等に関するご質問等につきましては、当組合の本支店窓口または下記までお申し出ください。

個人情報保護宣言は平成22年7月16日付で改訂いたしました。

詳細については下記のホームページでご確認ください。

総務部 TEL 025-228-4111

〈eメール〉 webmaster@niigata-kenshin.co.jp/

〈URL〉 <http://www.niigata-kenshin.co.jp/>

■ キャッシュカード紛失・盗難時の緊急連絡先

万一、暗証番号を他人に知られたり、キャッシュカードが盗難・紛失にあった場合には下記連絡先までご連絡ください。

また、キャッシュカードの盗難・偽造被害に遭われた際には、最寄の警察にも届け出てください。

	受付時間帯	連絡先電話番号	連絡先名称
平日	8:45～17:00	各お取引店電話番号	各お取引店
	17:00～翌朝 8:45	0120-531-183	けんしん事務センター
土・日・祝日	終日		

※各お取引店の電話番号は店舗一覧(P.47)をご参照ください。

■ キャッシュカード犯罪防止対策

● 自動機での1日あたりのカード払出限度額の設定

自動機での1日あたりの出金限度額を50万円までとしました。お客さまの申出により200万円までの出金が可能となります。変更を希望される場合は、窓口へお申し出ください。

● 自動機による利用制限

自動機の利用を当組合に限定したり、お取引店のみ限定したりすることが可能です。希望される場合は、窓口へお申し出ください。

● 自動機による振込限度額の変更

1日の振込限度額を200万円までとしました。お客さまの申出により200万円以下の設定も可能です。限度額の変更を希望される場合は、窓口へお申し出ください。

● 類推されやすい暗証番号の使用防止

自動機で暗証番号を変更する際、類推されやすい暗証番号である場合、ATM画面に注意メッセージを表示します。（支払専用機を除く。）

● ICキャッシュカードの対応

当組合では、本店営業部をはじめ35店舗のATMにICキャッシュカードの対応をいたしました。設置店舗は店舗一覧(P.47)をご参照ください。

今年度は、さらに拡大を図ってまいります。